

四万十市役所本庁舎消防用設備等点検業務仕様書

この仕様書は、四万十市役所本庁舎消防用設備等点検業務（以下「本業務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

以下、四万十市を「甲」、本業務の受注者を「乙」という。

1 点検内容及び留意事項

- (1) 乙は、消防法第17条の3の3の規定による同法施行規則第31条の6及びその他の関係法令等に定められた点検を行い、甲の定めた防火管理者の行う点検業務を補佐する。
- (2) 甲は、消防用設備等が常に正規の状態にあることに留意し、火災その他により作動した場合又は事故を発見した場合若しくはこの設備等に影響を及ぼすと思われる工事を必要とする場合は、あらかじめ乙に通知して設備等の保全に努めるものとする。

2 委託業務内容等

(1) 総合点検

年1回（令和8年10月、令和9年10月、令和10年10月、令和11年10月、令和12年10月）
消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は消防用設備等を使用することにより、消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類に応じ、消防法等の関係法令で定める基準に従い、保守点検業務を行うこと。

(2) 機器点検

年1回（令和9年3月、令和10年3月、令和11年3月、令和12年3月、令和13年3月）
消防用設備等の種類に応じ外観点検等を、消防法等の関係法令で定める基準に従い、保守点検業務を行うこと。

(3) 臨時点検

消防設備機器等の故障により誤作動があった場合は、原因の究明及び復旧を行い市に報告をすること。

(4) 消防設備非常電源実負荷試験

年1回（総合点検時に）
消防法等の関係法令で定める基準に従い、消防設備の非常電源として設置している自家発電設備の実負荷試験を行うことにより、非常運転時に必要な運転性能があるか確認を行い、性能を良好な状態に保つよう適切な処置を行うこと。

(5) 消防隊使用連結送水管水圧試験 3年に1回（令和9年3月）

消防法等の関係法令で定める基準に従い、消防隊使用連結送水管の水圧試験を行うことにより、配管の耐圧性能に異常がないか確認を行い、性能を良好な状態に保つよう適切な処置を行うこと。

(6) 泡消火設備の一斉開放弁に係る点検 5年に1回（令和9年度）

消防法等の関係法令で定める基準に従い、全ての一斉開放弁（21か所）を開放・作動させ、電磁弁が全開しているか確認を行うことにより、性能を良好な状態に保つよう適切な処置を行うこと。

(7) 泡消火薬剤のサンプリング検査 5年に1回（令和9年度）

消防法等の関係法令に基づき、泡消火薬剤の機能に異常がないかを確認するため、薬剤のサンプリングを行い、製造メーカー等において性能検査を実施するものとし、薬剤の性能を維持するために必要な措置を講じること。

(8) 消防訓練等の立会い

市が避難訓練等を行う際、市の要請があれば立ち会うこと。

(9) 消防用設備等の取扱い説明

消防用設備等の取扱いについて市より問い合わせがあった場合には、その都度対応すること。

(10) 点検報告

保守点検終了後、平成16年消防庁告示第9号で定められている報告書等を作成し、市に提出すること。なお、製造メーカー等により発行された証明書等がある場合は報告書と併せて市に提出すること。

また、消防法施行規則第31条の6第3項に定める点検結果が必要な場合は、報告書を作成し消防機関に報告をすること。また、消防機関からの問い合わせ等に対応すること。

(11) 消防設備等の種類により、平成16年消防庁告示第10号に定める点検資格者が点検を行うこと。

なお、契約後は速やかに点検資格に関する書類を市へ提出すること。

3 点検を要する主な消防用設備等一覧

【本庁舎】

(1) 自動火災報知設備

- ・受信機一式
- ・中継器
- ・差動式スポット型感知器
- ・定温式スポット型感知器
- ・光電式スポット型煙感知器
- ・光電式アナログ煙感知器

(2) 誘導灯及び誘導標識

- ・誘導灯B級
- ・誘導灯階段型
- ・誘導灯信号装置
- ・光電式スポット型煙感知器

(3) 防排煙制御設備

- ・連動操作盤
- ・光電式アナログ式スポット型感知器
- ・可動タレ壁
- ・排煙ファン
- ・排煙口
- ・排煙窓
- ・防火戸

(4) 非常灯

- ・非常灯

(5) 消火設備

① 消火器設備

- ・ABC粉末消火器

② 消火栓設備

- ・消火栓ポンプ
- ・屋内消火栓
- ・給水槽

③ 泡消火設備

- ・消火ポンプ
- ・泡ヘッド
- ・感知ヘッド

- ・開放弁
 - ・起動弁
- (6) 非常放送設備
- ・非常業務用アンプ架
 - ・非常遠隔操作盤
 - ・リモートマイク
 - ・天井埋込型スピーカー
 - ・壁掛型スピーカー
 - ・ワイドホーンスピーカー
 - ・ホーンスピーカー

【附属棟】

- (1) 自動火災報知設備
- ・受信機一式
 - ・差動式スポット型感知器
 - ・定温式スポット型感知器
 - ・光電式スポット型感知器
 - ・差動式スポット型感知器
- (2) 誘導灯及び誘導標識
- ・誘導灯B級
- (3) 防排煙制御設備
- ・排煙ファン
- (4) 非常灯
- ・非常灯
- (5) 消火設備
- ・移動式粉末消火器
 - ・ABC粉末消火器
- (6) 非常放送設備
- ・天井埋込型スピーカー
 - ・壁掛型スピーカー

4 その他

- (1) 保守点検業務を行うにあたり、業務上付帯的に実施しなければならない作業等は、本書に記載がない場合にあっても、委託料の範囲において誠実に実施すること。
- (2) この仕様書に定める業務を確実に行える人員体制を確保すること。